

大田区都市計画審議会（第 1 9 0 回）

目 的	1. 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の変更（東京都決定）について 2. 東京都市計画公園（京浜島二丁目第一公園）の変更（大田区決定）について 3. 東京都市計画生産緑地地区（西嶺町）の変更（大田区決定）について
日 時	令和 8 年 6 月 2 2 日（月） 開会 1 4 時 3 0 分 閉会 1 5 時 5 0 分
場 所	大田区青少年交流センターゆいっつ 1 階 第 1 研修室
委 員	○ 中西正彦 ○ 谷口守 ○ 三浦詩乃 ○ 水野泰孝 欠 山中誠一郎 欠 佐谷和江 ○ 高瀬三徳 ○ えびさわ圭介 ○ 田村英樹 ○ 大橋たけし ○ 清水ちこ ○ 庄嶋孝広 ○ 神山忠行 ○ 相川英昭 ○ 峯滋 ○ 宮本大志 ○ 日高真実 ○ 佐藤直樹（代理）福田交通課長 ○印出席者
出 席 幹 事	副区長（川野） まちづくり推進部長（杉山） 地域力推進課長（鈴木） 都市計画課長（深川） まちづくり計画調整担当課長（浅野） まちづくり推進部副参事／公園課長（神保） みどり・環境保全担当課長（小泉）

傍聴者 2 名

議 事	第 1 号議案 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の変更 (東京都決定)について 第 2 号議案 東京都市計画公園 (京浜島二丁目第一公園) の変更 (大田区決定)について 第 3 号議案 東京都市計画生産緑地地区 (西嶺町) の変更 (大田区決定) について 事前協議 ・東京都市計画火葬場の変更 (大田区決定) について 報告 ・大田区歴史的風致維持向上計画の認定について ・東京における都市計画道路の整備方針について ・東京都市計画公園 第 4・3・124号 羽田空港公園の整備について
	議決事項 第 1 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第 2 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第 3 号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。
その他	第 1 号議案 諮問文 (写) 1 - 1 東京都市計画道路の変更について (照会) 1 - 2 東京都市計画道路の変更 (東京都決定) 計画書 1 - 3 東京都市計画道路の変更 (東京都決定) 総括図 1 - 4 東京都市計画道路の変更 (東京都決定) 計画図 参考資料 第 2 号議案 諮問文 (写) 2 - 1 東京都市計画公園の変更 (大田区決定) 計画書 2 - 2 東京都市計画公園の変更 (大田区決定) 総括図 2 - 3 東京都市計画公園の変更 (大田区決定) 計画図 2 - 4 ~ 5 東京都市計画公園の変更 (大田区決定) 説明資料 2 - 6 東京都市計画公園の変更 (大田区決定) 概要書 第 3 号議案 諮問文 (写) 3 - 1 ~ 2 東京都市計画生産緑地地区の変更 (大田区決定) 計画書 3 - 3 東京都市計画生産緑地地区の変更 (大田区決定) 総括図 3 - 4 東京都市計画生産緑地地区の変更 (大田区決定) 計画図 3 - 5 ~ 6 東京都市計画生産緑地地区の変更 (大田区決定) 説明資料 3 - 7 ~ 8 東京都市計画生産緑地地区の変更 (大田区決定) 参考資料 事前協議 1 - 1 東京都市計画火葬場の変更 (大田区決定) 計画書 1 - 2 東京都市計画火葬場第 8 号臨海部広域斎場 総括図

	1－3	東京都市計画火葬場第8号臨海部広域斎場 計画図 (大田区決定)
	1－4	東京都市計画火葬場 (東京都市計画火葬場第8号臨海部広域斎場)の変更 (大田区決定)について 説明資料
	1－5	【参考】臨海部広域斎場 施設整備の概要
	1－6～7	イメージ図
報告1	1－1	大田区歴史的風致維持向上計画の認定について
	1－2～6	大田区歴史的風致維持向上計画【概要版】
報告2	2－1～19 参考資料	東京における都市計画道路の整備方針 概要版
報告3	3－1～2	東京都市計画公園 第4・3・124号 羽田空港公園 の整備について

午後 2 時 30 分開会

深 川 幹 事 皆様、こんにちは。時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

改めまして、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます大田区まちづくり推進部都市計画課長の深川です。どうぞよろしくお願いします。

まず、議事に入る前に、本審議会の委員に交代がありましたので、ご案内させていただきます。

区議会議員の委員、区民又は東京都若しくは関係行政機関の職員の委員に交代がございましたので、紹介させていただきます。

お手元到大田区都市計画審議会委員名簿がございます。ご覧いただけますでしょうか。新任委員の方につきましては、名簿備考欄に新任と表示をさせていただいております。

それでは、副区長の川野より新任委員のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、ご起立いただけたらと思います。よろしくお願いします。

川 野 幹 事 皆様、こんにちは。

それでは名簿に従いまして、最初に区議会議員の委員様からご紹介をさせていただきます。

田村英樹委員様でございます。

田 村 委 員 田村です。よろしくお願いします。

川 野 幹 事 よろしく申し上げます。

続きまして、大橋たけし委員様でございます。

大 橋 委 員 大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

川 野 幹 事 庄嶋孝広委員様でございます。

庄 嶋 委 員 庄嶋です。よろしくお願いいたします。

川 野 幹 事 清水ちこ委員様におかれましては、まだいらっしゃっておりません。

続きまして、区民又は東京都若しくは関係行政機関の職員の委員様をご紹介させていただきます。

蒲田消防署長、日高真実委員様でございます。

日 高 委 員 日高です。よろしくお願いいたします。

川 野 幹 事 蒲田警察署長、佐藤直樹委員様でございます。なお、本日は蒲田警察署長、佐藤委員様の代理で、福田一貴交通課長様にご出席をいただいております。

福田 交通課長 福田です。よろしくお願いいたします。

川 野 幹 事 また、本日出席の幹事につきましては、ご覧いただいております委員名簿の裏面のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

深 川 幹 事 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の資料でクリップどめの資料となります。なお、資料につきましては事務局のほうで確認しておりますので、一つずつの確認は省略させていただきます。

進行中、不足がございましたら事務局のほうで対応しますので、お知らせください。よろしくお願いいたします。

またタブレットの操作につきましては、基本的には事務局でページは送らせていただきますけれども、どうしても見たいページがありましたら操作していただければと思います。

操作の際には、お手元にラミネートしたマニュアルがありますので、こちらを見ながら操作してください。画面上の「発表」という文字と人の顔のアイコンだけは押さないようによろしくお願いいたします。押した方が発表者になってしまいますので、よろしくお願いいたします。

清水委員が到着されましたので、改めて副区長の川野より紹介させていただきます。

川 野 幹 事 すみません、改めまして、区議会議員の委員様のご紹介で、清水ちこ委員様でございます。

清 水 委 員 遅れて大変申し訳ございませんでした。清水ちこです。よろしくお願いいたします。

川 野 幹 事 よろしく申し上げます。

深 川 幹 事 それでは、ここからの議事につきましては、会長にお願いしたいと思います。中西会長、よろしくお願いいたします。

中 西 会 長 それでは開会に先立ちまして、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局より報告をお願いします。

深 川 幹 事 審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項において、審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されています。

また、大田区都市計画審議会運営規則第3条において、会議への出席とは、開催場所に参集することのほか、ウェブ会議システムに接続することをいうと規定されております。

本日、水野委員がウェブ参加の予定となっております。

なお、大田区都市計画審議会運営規則第5条第1項及び第2項、代理出席の規定により、本日、蒲田警察署長、佐藤委員の代理で福田交通課長がご出席されております。

続きまして、本審議会の委員の出席状況でございます。委員18名のうち出席16名、欠席2名となっております。

定足数を満たしてございます。

また、本日の傍聴申込みは、現時点で2名となっております。

私からは以上です。

中 西 会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありましたように、定足数を満たしておりますので、本審議会は成立となります。

ここで、第190回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。皆様、本日もよろしくお願いします。

審議に先立ち、本日の審議会の議事録署名委員は、高瀬委員にお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

中 西 会 長 ありがとうございます。よろしいですね。それでは高瀬委員、議事録の署名につきまして、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴者の入室を許可します。

（傍聴者入室）

中 西 会 長 それでは、本日の議題につきまして、事務局より報告をお願いします。

深 川 幹 事 本日は諮問案件が３件、事前協議が１件、報告案件が３件となっております。よろしくお願いします。

中 西 会 長 それでは、本日の第一号議案の審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、令和８年６月８日付で、第一号議案、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の変更（東京都決定）についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

深 川 幹 事 諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました諮問文の写しをご覧ください。

第一号議案、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の変更（東京都決定）について。

標記の件について、都市計画法第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上となります。

中 西 会 長 では、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いいたします。

浅 野 幹 事 大田区まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。着座にて失礼いたします。

本件は、前回１月に開催した本審議会にて事前協議のご説明をさしあげた案件でございます。今回、東京都より法に基づく意見照会を受け、令和８年８月４日までの回答を求められているため、本会議にお諮りし、東京都へ区としての意見を回答いたします。

お手元の第一号議案資料をご覧ください。

今回の諮問文の構成は、東京都の照会文、計画書、総括図、計画図でございます。

議案１－２ページ目の計画書をご覧ください。

今回の都市計画変更は、本羽田一丁目の区間において延長約1,920mから約1,650mに変更し、約270mを廃止とするものです。

続きまして、議案１－３ページ目の総括図をご覧ください。

廃止区間は赤色で塗られた部分でございます。本区間は隣接する川崎市との都市計画の不整合や延焼遮断帯の設定が解消されたこと

から、東京都にて一部区間を廃止する都市計画案を取りまとめました。

最後に、参考資料をご覧ください。

東京都は、令和7年11月14日、15日に都市計画変更素案説明会を行い、反対意見はないものとの報告を受けております。その結果を基に都市計画変更案を作成し、令和8年6月9日から23日まで東京都のホームページ及び都庁、大田区役所にて都市計画変更案の公告・縦覧を行っております。

今後は、区から東京都へ本審議会の結果を回答し、東京都都市計画審議会にて諮り、都市計画決定・告示を9月以降に行う予定でございます。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 西 会 長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について皆様のご質問やご意見がございましたらお願いいたします。ウェブ参加の委員がいらっしゃいますね。もしご意見があれば、お名前をまず名乗ってから発言いただければというふうに思います。

皆さん、いかがでしょうか。では庄嶋委員、お願いします。

庄 嶋 委 員 新任委員の庄嶋です。

これまでも何度か傍聴をさせていただいており、前回の事前協議の様子なども把握しているところではあります。

なので内容的なところというよりも、ちょっと1点教えていただきたいのが、こういった都市計画の廃止というのは、今まで一度決まっている都市計画だとなかなか変えられないようなイメージがありまして、大田区内において廃止というようなケースは過去にもあったりするのでしょうか。

中 西 会 長 課長、お願いします。

浅 野 幹 事 都市計画道路を廃止した事例があるかというご質問でございますが、区部における都市計画道路の整備方針を策定した昭和56年から現在まで、都市計画道路の長さを変えるような廃止をした記録はございません。

中 西 会 長 庄嶋委員、お願いします。

庄 嶋 委 員 ありがとうございます。大田区においても初めてということなんだと思うんですけども、時代の一つの流れとして、今後は人口減少だとかも含めて、こういった傾向があるというような理解でよろしいですか。

中 西 会 長 お願いします。

浅 野 幹 事 本案件につきましては、隣接する川崎市側についても都市計画道路の道路交通網の見直し方針、こちらが諮られて、川崎側で都市計画道路、こちらは多摩川と川を渡ってつながっているんですが、川崎市側でつなげる意向がないというものでございます。そういったこともありまして、このたびこの270mについては廃止という形になりました。

中 西 会 長 まず先に課長からお願いします。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

今日の報告の案件にもございますが、東京における都市計画道路の整備方針というのがありますけれども、数年から十年程度に一度都内全域のネットワークについて見直しを行う中でそういった検討がなされています。これまで大田区ではなかったということになります。

庄 嶋 委 員 ありがとうございます。今回の諮問されている案件そのものについて、特に異議はないんですけども、一つの大きな流れの中でこういったケースが出てきているんだなということの確認でした。ありがとうございます。

中 西 会 長 よろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。では神山委員、お願いします。

神 山 委 員 39号線でちょっとお聞きしたいんですけど、この39号線の道路の工事というのはもう昨年、私たちはこの件について聞いておりました。その中で、何でこのところが広がるのかという疑問がすごくあったのです。これは、川崎側とつなげるということで橋が架かるということですね。このすぐ隣に六郷橋があって、その手前、空港側のほうには大師橋があって、その間にまた橋を架けるのかと私たちは話を出したことがあるんですけど、これは地元として見れば全

然意味がない、そういう答えで進めていました。

ところがこうやって完全に廃止ということですから、地元としてみればむしろその方がよかったのかなと思っております。

中 西 会 長 そのような地元の状況ということですね。特に回答はよろしいですか。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。ではえびさわ委員、お願いします。

えびさわ委 員 都市計画道路は、なくなることがあまりないというお話も今ありましたし、随分昔から今まで、全く手つかずでも都市計画道路が入っているという道路がたくさんあるわけで。

今回廃止に伴ってちょっとお伺いしたいのは、都市計画道路が指定されているということは、建て直しをしたときにはセットバックをしている家が多分あると思うんですよ、これまで。その人たちの扱いというのはどうなるのかを、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

中 西 会 長 お願いします。

浅 野 幹 事 セットバックをしているところについては、現状はまちづくりを行う中でより広く容積等が取れることになりますので、有利に働くと思っています。

えびさわ委 員 ということは、都市計画道路に指定されているので、自分のところの土地を結局建て直しをするときにセットバックをしたわけですよ。ということは、都市計画道路が廃止されたら自分の土地のままになるはずなんだけど、それは前が広がったから容積率の緩和というのだとちょっと意味が分からないんだけど。

中 西 会 長 では都市計画課長。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

都市計画道路が広がることを見込んで建物を下げている方がいるかもしれないとは思いますが、その方は、下がった部分の土地の所有権を今も持ち続けています。事業化されていないので土地の権利はそのままお持ちですので、そういった意味で従前の使い方ができるという意味で先ほど浅野が言いました。

あとそれに対して、下がったことによる仮に不利益とかが生じていても、それに対する補償等は今回一切ないということになってお

ります。

えびさわ委 員 分かりました。ありがとうございます。

中 西 会 長 少し補足すると、長い流れになりますので、都市計画道路が決定してから数十年、いわゆる長期未着手都市計画道路というのは別に東京に限らず全国で問題にはなっています。その中の一つに、権利制限がかかっているのにそれに対する補償が発生するのではないかという懸念もあって、逆に廃止しづらかったというのも正直あるかなと思うんですが、ここ二、三十年ぐらいの間に大分状況が変わってきたといいますか、やはりできないものにずっと権利制限をするのもいけないとか、あるいはしっかり執行できるものはするという事で、都市計画道路の見直し、公園も含めて行われるようになってきたのが社会的な状況です。

東京都も全都的というんですかね、見直しを行っていて、その中の一つが今回、大田区に意見を求められているというふうにご理解いただければと思います。

それで、私もほかの区とか市で関わっているところがありますが、そちらのほうにも意見が来ており、むしろ大田区はこういう話は少ないほうですね、見直しは。ほかのところではもっと廃止されたり線形が変更になったりというところが出てきております。

補償の点に関しては、権利制限の問題はいろいろありますけれども、基本的にはむしろ権利制限が解除されるということで、補償は出ない方向が一般的な解釈かなというふうには思います。

ちょっと状況説明ということで、このようにご理解いただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ウェブ参加の委員、よろしいですかね。

それでは、ご質問とご意見は出尽くしたかなと思いますので、お諮りしたいと思います。お諮りすることについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中 西 会 長 そうしましたら、第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中 西 会 長 それでは、ご異議がないとみなしまして、第一号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。ありがとうございました。

それでは次の議案に参ります。第二号議案の審議、大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、令和8年6月8日付で第二号議案、東京都市計画公園（京浜島二丁目第一公園）の変更（大田区決定）についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

深 川 幹 事 諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付させていただきました諮問文の写しをご覧ください。

第二号議案、東京都市計画公園（京浜島二丁目第一公園）の変更（大田区決定）について。

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上です。

中 西 会 長 では、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いします。

浅 野 幹 事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。着座にて失礼いたします。

私から、第二号議案について説明をさせていただきます。お手元の議案資料をご覧ください。

京浜島二丁目第一公園は、港湾局からの移管を契機に都市計画公園の変更を行わせていただきます。本件は昨年10月、前々回の本審議会にて事前協議を行っておりまして、こちらは東京都港湾局の事務手続上の都合上、今回の諮問となりました。

改めて、第二号議案資料をご覧ください。

1ページ目は、京浜島二丁目第一公園に関する諮問文の写しでございます。

議案2－1ページ目をご覧ください。

こちらは変更概要を記載した計画書になってございます。

続きまして、議案2－3ページ目をご覧ください。

こちらは計画図になってございまして、この京浜島二丁目第一公園は既に、港湾局の海上公園として開園しておりまして、今回区に移管される緑で囲んだ区域の約1.2haを新たに都市計画公園へ指定する計画でございます。

続きまして、議案2－5ページ目をご覧ください。

こちらの説明資料の中ほど、4番、公告・縦覧をご覧ください。

令和7年11月13日から27日まで公告・縦覧を行い、緑を維持してほしいとの公園整備に関する意見が1件ございましたが、都市計画変更に関するご意見等はございませんでした。

5番、今後の予定の部分をご覧ください。

令和8年6月末に都市計画の変更、そして8月に事業認可の取得を目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 西 会 長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは本件につきまして、皆様からご質問やご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。庄嶋委員、お願いいたします。

庄 嶋 委 員 ありがとうございます。こちらも以前傍聴したときに、案件としては承知しておりました。

先日、現在、京浜島ふ頭公園という名前で、まだ都の公園としてありますが様子を見に行ってきました。私は結構自転車でサイクリングをするのが好きで、よく昭和島のほうから京浜島にわたったときにこの公園を見かけていたのですが、いつも草がぼうぼうで管理がどうなっているんだろうというふうにずっと思っていた経緯があります。今回都のほうから区のほうに移管がされて、都市計画公園となるということで、管理など行き届いていくのではないかと思います。

8月に事業認可の予定ということなんですけど、先日現地に行ったときに、7月1日から区のほうが整備をするために一旦閉鎖をするという説明書きがありましたが、実際の都から区に管理が移るタイミングというのは、どんな感じになっているのでしょうか。

神 保 幹 事 こちらのほうは7月1日に港湾局から移管される予定となっております。

りまして、工事契約までの間は閉鎖管理というふうに考えてございます。

中 西 会 長 庄嶋委員、お願いします。

庄 嶋 委 員 ありがとうございます。こちらは事業認可等に先立って一旦7月1日の時点で区のほうに閉鎖管理という形で移っていくということですね。その後、手続が進んでいくということですね。

神 保 幹 事 説明にも書かれてある事業認可を得まして、工事にかかっていきたいと思っておりますが、既に閉鎖管理ということで管理させていただいております。

庄 嶋 委 員 ありがとうございます。最初に申し上げたように、これまでの管理があまり行き届いていない感じがあり、中に入ろうにも虫に刺されてしまうのではないかなのような、そんな感じでもありました。区がこれから管理をされるようになりましたら、その辺は行き届いた管理にしていただけると、立ち寄りやすくなります。非常にいい角地の場所にありますので。

また、先ほどの縦覧の際の意見のときに緑を維持してほしいというのがありましたが、桜の木なども多く植わっており、寿命の関係などで管理はいろいろと問題もあるかもしれませんが、そういったご意見も反映しながら、いい公園になっていくと期待はしておきたいと思います。

中 西 会 長 期待ということで。回答はよろしいですね。では。

神 保 幹 事 分かりました。すみません、京浜島連合会の方からも、桜に関しては今後も維持してほしいという声をいただいておりますので、桜を維持しながら新たな公園整備を進めていきたいと考えております。

中 西 会 長 ほかにいかがでしょうか。では三浦委員、お願いします。

三 浦 委 員 ありがとうございます。ちょっと私も海上公園という定義自体を調べてみましたが、東京都の方の構想で恐らくこの辺りを整備されているので、移管されたとしても東京都の海上公園戦略や計画にひもづいて連携して管理されていくのではないかと思います。そのあたりは、都との連携について何かあるのでしょうか。

神 保 幹 事 東京都との関係でございますけど、海上公園というものが東京都の港湾局が持っている港湾法に基づく公園という位置づけになって

おります。東京都のほうの港湾審議会で手続を踏みまして、今後は区のほうの公園、区立公園というふうに移管するという事になってございます。したがって、港湾局とは引き続き連携していくことになると思いますが、移管された後は区立公園として管理していく形と考えております。

三 浦 委 員 ありがとうございます。

中 西 会 長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。では神山委員、お願いします。

神 山 委 員 私もよくこの公園の前は通るんですけど、春になると確かに桜がきれいで。ただ一番心配なのは道路の外から見て公園内というのは見えないんだよ、本当。ここら辺は何か犯罪が起きても全然分からないな。そういう木が茂ってしまっていて。そういう公園になっていますから、その辺はやはりちゃんとした見通しが利くような公園を作っていただければと思っております。

先ほど委員の方からお話がありましたように、雑草だとかそういうものが大分茂っていますから、その辺はきれいにして中の公園自体が外からも目が届くようにしていただければと思っております。

中 西 会 長 リクエストということですが、もし何か今後の予定等で回答があればと思いますが、いかがですか。

神 保 幹 事 私も臨海部の課長を長年やっておりまして、確かにおっしゃっており中が見えづらい、雑草が生い茂ったような公園だったということとは私も印象として持っております。

区立公園として整備するに当たりましては、見通しがよくなるように、新たにリニューアルしますので、雰囲気の良い公園づくりを目指していきたいと考えております。

神 山 委 員 あの公園というのは、やはり近隣の方はあまり利用していないですよ。工業地区の中に入っている公園で、近隣からそこまでわざわざ公園に行くということはまずあり得ない公園ではないかなと思うんですけど、それでもやはり公園というのは必要なんですね。

神 保 幹 事 そうですね。公園というものは必要だと考えておりますので、今は京浜島の工業連合会の方がよく使っている公園だというふうには私も認識しておりますが、近隣の方が来ていただけるような施設の

ほうも整備して、より多くの人が楽しめる公園を作っていきたいと考えております。

神 山 委 員 よろしくをお願いします。

中 西 会 長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この件につきましても皆様のご質問とご意見が出尽くしたと思いますので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中 西 会 長 そうしましたら、第二号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中 西 会 長 ご異議なしと認めまして、第二号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。ありがとうございました。

続きまして、第三号議案の審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、令和8年5月14日付で、第三号議案、東京都市計画生産緑地地区（西嶺町）の変更（大田区決定）についてが諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

深 川 幹 事 諮問文を朗読させていただきます。お手元の諮問文の写しをご覧ください。

第三号議案、東京都市計画生産緑地地区（西嶺町）の変更（大田区決定）について。

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上です。

中 西 会 長 では、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いいたします。

小 泉 幹 事 みどり・環境保全担当課長、小泉です。着座にて失礼します。

第三号議案につきましては、前回事前協議をさせていただいた案

件です。

まず初めに、生産緑地についてですが、市街化区域内にある農地等のうち、生産緑地法で掲げられる一定の要件を満たす区域について、都市計画に定めたものでございます。都市計画に定められますと、農業等を継続する必要があり、建築行為が制限されることとなりますが、所有者にとっては固定資産税が郊外の農地並みになるなどのメリットがあるとともに、区にとっても都市緑地の保全の取組となる制度です。

それでは、お手元の資料、右下のページ番号、3－5をご覧ください。

項番1、趣旨及び経緯です。昨年度、西嶺町において生産緑地の新規指定の申請があったため、指定基準に適合する生産緑地地区約0.08ha1件を追加する都市計画変更を行うものです。なお本件は、東京都より意見なしの回答を得ています。

項番2、都市計画の変更内容ですが、これにより大田区全体の面積変更は15件の2.04haから16件の2.12haに変更となります。

項番3、公告・縦覧ですが、縦覧者、意見の提出共にございました。

項番4、今後の予定ですが、本日の都市計画審議会の審議を経て、令和8年7月中旬に告示される予定です。

ページ3－8につきましては、こちらの現地の状況の写真となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 西 会 長 それでは皆様から、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

通常、生産緑地がなくなるほうの話が多いんですが、追加というのは珍しいかなと思いますが。事前に情報と言いますか、この審議会の事前に説明がございました。いかがですか。本件について、ご疑問はございませんか。

そうしましたら、特にご質問やご意見がないということですので、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中 西 会 長 第三号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、
答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中 西 会 長 ありがとうございます。それでは、ご異議がないと認めまして、
第三号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、
答申いたします。

本件、以上となります。

それでは、議題は以上となりまして、本日の事前協議案件になります。
事前協議案件について、ご説明をお願いいたします。

鈴 木 幹 事 地域力推進課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。
着座にて失礼します。

私からは、東京都市計画火葬場の変更について説明をさせていただきます。

本件につきましては、火葬炉を10炉増設する計画としまして、1
月27日の本審議会におきまして原案を確認いただいた後、3月27日
に大田区と品川区の住民の方を対象とした住民説明会を開催しまし
た。

開催概要につきましては、資料、右下の1－4をご覧ください。

説明資料の項番5が、前回からの変更点となってございます。項
番5に記載のとおり、説明会を実施させていただきました。3名の方
に会場いただきまして、質疑や意見等はございませんでした。

なお、開催結果につきましては、大田区議会地域産業委員会にお
きまして、5月14日に報告済みでございます。

案の内容でございますが、この間状況の変化などはございません
でしたので、原案からの変更も特段なく、計画など所定の様式を調
え、案を作成してございます。

本案につきましては、令和8年6月15日付で都知事協議を終えま
した。東京都としての意見はない旨、通知がございました。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いします。

中 西 会 長 ありがとうございます。

本件についても一度ご説明があった案件ですが、そこから特に変

更ないということです。委員の入れ替わりもありますので、もしご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員 内容はよく分かりましたが、データの的にどのような状況なのかを確認したいと思います。これは1日で1基が何遺体分ぐらい処理できるのかということです。要するに駐車場で言うと回転率みたいなものがあるかと思います。これだけあれば港区、品川区、目黒区、大田区及び世田谷区って物凄い人口があると思うんですけれども、全部を受け入れているのか、それともほかにも受け入れるところがあって分担しているのか、その辺りの情報を、すみません、以前ご説明いただいたかも分からないのですが、ちょっと確認させていただければ。

鈴 木 幹 事 1日に1炉当たり3件から3.5件扱っているというところですよ。

実際の利用というところについては、5区におけるものというのがほぼ全体という形になってございますけれども、その中で特に大田区と品川区が多くを占めています。大田区と品川区で、全体の利用の80%を超えているというような状況になってございます。

実際に亡くなられた方のうち、臨海斎場で火葬されたという方は、亡くなられた方のうちの約4割というような状況にもなっております。

谷 口 委 員 大田区の中の方で4割という理解。

鈴 木 幹 事 すみません、言葉が足りず。組織区全体で4割になって、ちなみに大田区で言いますと74.46%ということが令和7年度の実績となっております。

谷 口 委 員 ありがとうございます。よく分かりました。

中 西 会 長 実は重要な問題なんですけれども。なかなか簡単に増やすというわけにも行きませんので、こういった状況というのは、今後の状況を考えると必要な話なのかなというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。では田村委員、お願いします。

田 村 委 員 これまでの議論の議事録を確認すればよかったんですけども、今回増築棟が増えることによって駐車スペースがかなり削減されてきますけども、計画の164台、既存では何台ぐらい駐車台数を確保

されていて、新規になると、増築棟ができると164台になってしまう。この経過は分かりますでしょうか。

鈴木幹事 現在につきましては、普通乗用車が244台分、それから思いやり駐車場が5台分、それから大型バスが10台分ということで、バス等の駐車場を含めると259台分ということになってございます。

これが整備後につきましては、普通乗用車の分が162台で、思いやり駐車場が4台、大型バスが3台、それからマイクロバスの分が5台ということで、全体で174台分ということで、85台分の駐車場の減少ということで受け止めてございます。

田村委員 そうするとこの85台分の減というのが、これまでの実績の中で賄える数字なのか、妥当性があるのかどうかというところはいかがですか。

鈴木幹事 まず、最近の状況としまして、式の小規模化ということがトレンドとしてございますので、そういう中で十分賄えるだろうということとはございますけれども、確実にというところで、直近の状況というのを実際に調べてみました。

火葬件数、先ほども出ましたが、最大で35件ということで、現在10炉ございますので、1台当たり3.5件ということで、マックスの35件があつて、かつ大規模な式場使用があつたというときにどうだったかということを確認させていただいておりますけれども、85台分がなくても十分に賄える台数で済んでいたということを確認してございます。

田村委員 ありがとうございます。ここについては、これまでも様々意見が出ていましたけど、公共交通が減少になってきている環境でもございますので、やっぱり車で来る方も多くなってくるかなと思うんですが、その辺もしっかり見ていただきたいなと思いました。

鈴木幹事 アクセスの問題につきましては、様々な意見をいただいております。そういう中で、臨海部広域斎場組合の議会懇談会のほうでアクセスについては増炉に伴う施設の利用状況やコロナ後の葬儀の執行状況等を踏まえ、アクセスの在り方について今後引き続き検討すると整理されてございますので、しっかりとそこら辺は今後も検討してまいりたいと思っております。

中 西 会 長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。では三浦委員、お願いします。

三 浦 委 員 ありがとうございます。これ自体というよりも、この総括図を見ると用途地域が商業となっていて、これは何か雰囲気としては準工業かと思うんですが、商業となっているのがすごい気になっていて、本質的ではないかもしれないんですけど、そもそもこの周辺はそういう形になっているんでしょうか。そこのアンバランスさがないのかというのをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

中 西 会 長 用途地域に関する質問ということですが、いかがでしょうか。

深 川 幹 事 アンバランスかどうかというのはちょっといろんなご意見があるのかなと思いますが、現状のままの予定です。

中 西 会 長 では、お願いします。

鈴 木 幹 事 工業地域に近いのかなという印象からのご質問かなと思うんですけども、ちょうどこの斎場のいわゆる海側のほうには流通会社があります。そういう関係で、商業といっても流通関係の会社等がここに集結しているというところで、商業地域ということになってございます。

中 西 会 長 では、お願いします。

深 川 幹 事 ちょっと補足させてください。

今日の視察で行く予定ですが、周辺は物流機能と都市公園になっておりますので、いわゆる商業の施設とかそういったものはございません。そういった場所になっております。

中 西 会 長 いろんな狙いとか、当初の用途とかでこうなっていて、そこにたまたまこの施設が立地しているというところもあるということですかね。規制上問題なければということでしょうか。

三 浦 委 員 大丈夫です。

中 西 会 長 そうしましたら、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。では神山委員、お願いします。

神 山 委 員 今、臨海斎場も、高齢化になって使用が大分多くなっていると思うんです。それで下手すると1週間待ち、長いと10日ぐらいのときもありますが、こういう状況でこれから先、1日35人が賄えるかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

町の中の声というのは、もう少し増やせないのかなと。結局1週間、10日待つということは大変なことです。我々はそのまで分らないものですから、返事はできないので教えてください。

鈴木幹事 10基増やしてというところで、これは2060年のいわゆる多死社会という中で、ピークを迎える時期を想定して十分に賄えるということで、算出をしているところではございます。

待ちの時間が長いということについては、主に式場を利用される方々の場合、ちょっとお待ちいただいて利用していただくということ、そこが主な要因ということになってございますので、今回は増炉ということをやってその部分での対応能力も上げるんですけども、それと同時に式場の部分についても、現在待合室になっている部分を式場としても使えるという形に変更するというのを同時に行いますので、式場を増やすという形で、待ちの時間を減少させるということで対応していきたいと考えてございます。

神山委員 では火葬だけだったらそんなに時間もかからないからということですよ。

鈴木幹事 そのとおりでございます。

神山委員 分かりました。

中西会長 火葬場と式場で違ったという、私になるほどと思いました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この件については以上としたいと思います。

そうしましたら、事前協議案件は以上としたいと思います。

報告案件に入っていきたいと思います。本日1件目の報告案件について、ご説明をお願いします。

深川幹事 それでは、都市計画課長の深川です。

私からは、大田区歴史的風致維持向上計画の認定について、説明させていただきます。

資料1枚目、写真が写っておりますが、これは5月22日に大田区長が国土交通大臣政務官から認定証を受け取っている写真になります。この認定は都内では初、全国で101番目の計画の認定として受けてまいりました。

資料をおめくりいただきますと、一番上のところに二次元コード

をつけております。これを読み込んでいただきますと、大田区のホームページにリンクしており、約300ページと大変ボリュームがありますがすごく面白い読み応えのある計画書が見られますので、ぜひ皆さん時間を割いていただいて、読んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。テストはしませんので、どうぞよろしくお願いします。

この計画の内容を少しご説明させていただきますと、50年以上の建造物、建物や石碑などと、その場所で行われている様々な活動、それが一体となって良好な市街地環境、風景、景観として国が認めたものが計画認定の条件となっております。

今回の大田区の認定では、歴史的風致7か所、そのうちの一つの風致につきましては8個の小風致で構成されております。

駆け足でその風致の説明をいたしますと、資料項番6 歴史的風致の1番目、日蓮信仰にみる歴史的風致です、これは池上本門寺、ここには重要文化財である五重塔と宝塔がございます。また御会式が700年以上続いていますので、こちらが風致となっております。また、東急池上線もその開業理由が本門寺への参拝客を送ること、また御会式の日には当時から臨時ダイヤで増便を、いまだに続けているというところを評価されて、一体的な風致となっております。

2番目が四季を彩ると書いてますが、これが8個の小風致で、これは大田区内の様々な地域で年間を通じて季節ごとに行われている行事についての風致となっております。

すみません、多くあるので少し省略しますが、②のところ、子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致というものがございます。これは区民の方々が活動のきっかけとして、多世代を超えて子供や大人と一緒に集うイベントとして、ずっと行われております。

3番目の風致が銭湯文化にみる風致です。これは大田区内、現在でも3軒、宮型の銭湯がございます。今回風致としてはその3か所になりますが、それ以外にも都内で最多の銭湯数を誇っていたり、黒湯の天然温泉がいまだに湧いておりますので、そういったところを評価されてございます。

4番の洗足池の景観保全にみる歴史的風致は、洗足池公園周辺と、

こちらは都内で唯一の風致協会がございまして、そういった関係で昨年、都市景観大賞の特別賞も受賞しております。

一番最初に言った本門寺と池上線、こちらが重点区域となっておりそことつながる形で洗足池公園周辺も重点区域と位置づけられてございます。

5番目の風致が大森貝塚にみる歴史的風致で、こちらは日本の考古学発祥の地ということで、皆さんご存じかなと思っております。

また6番の海苔のふるさとにみる歴史的風致は、江戸時代から続く江戸前のノリの養殖とその加工です。養殖自体は高度成長期になくなっていきますが、その後もノリの加工や入札の文化が残っております。特に今も海苔会館で行われている、ちょうど12月から3月ぐらい1月、2月がメインですが、毎週水曜日に入札が行われています。全国的には事前にノリの鑑定をして等級づけをしたノリが入札されますが、こちらの入札は鑑定をせずに入札を行いますので、すごくいいノリを安く買えるときもあれば、また逆もあります。また小さなロットで段ボール1箱で行うので、特に大森周辺の個人商店や小さな企業でやっている海苔屋さんが複数の種類を仕入れるのにはすごくマッチした入札制度となっています。また、いまだに電子システム等は導入せずに、紙に金額を書いて入札を行う点などが固有のものとして評価をされました。

7番目が馬込文士村にみる歴史的風致で、大森、馬込周辺には大正時代から多くの文士が暮らしていましたが、そこを今でもガイドをする方々がいたりですとか、大田区でも案内看板等を設置しておりますので、そういったところを評価されています。

余談ですけれども、本年度この馬込文士村について、より訪れやすくなるようにということで、スマートフォンを使って道案内を行ったり、現地に行くと解説が聞けるなど、仕掛けを予定しておりますので、また10月以降になったら案内ができると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

駆け足ですけれども、私の説明は以上となります。

中 西 会 長

ご説明どうもありがとうございました。

本件につきまして、皆様からご質問、ご意見等ございますでしょ

うか。庄嶋委員、お願いします。

庄嶋委員 5月22日に国の認定を、大田区歴史的風致維持向上計画を受けたということで大変なニュースになりまして、町なかでも私の知り合いも歴史文化が好きな方が結構多いものですから、話題になっております。

先ほど課長が言われた300ページにわたる非常に重厚な、内容も充実した見応えのある計画書なんですけれども、大変興味深く私も読ませていただいていますし、読んでいただいているかなというふうに思うんですが。

ちょっとこのボリュームが逆に言うると多いゆえに、計画の全体像が、先ほどのような数枚紙になっていて、分かる部分はあるのですが、歴史的風致が例えば七つあってとか、重点区域が池上・洗足池区域と大森区域の2か所あってとか、ちょっと幾つか構造的なものになっているので、この計画を結局国の認定を受けたことでどういうメリットがあるのかというのが、いま一つ区民の皆さんに伝わりづらいところがあるのかなというふうに感じております。

そういう意味で、恐らく重点区域になったところに対して国からの補助金が出るような仕組みがあるというふうに、報道等も含めて理解しているんですけど、その辺についてこの計画を結局国の認定を受けたことで、どういうふう到大田区としてメリットがあるのかというのを、もう少し分かりやすく教えてください。

深川幹事 ご質問ありがとうございます。

計画書の章立ては国のほうで厳密に決められていて、そこの決められた引出しに区のほうで作った作文を入れ込んでいくような、そんな作り方になっています。

その中でも、協議によって認めていただいたのが、大田区内にある様々な石碑ですとか、まだ文化財とは認定されていないけれども古い建物とか、そういったものも一覧として記載しました。

また、パブリックコメントの際に、小学校3年生から中学3年生までアンケートを取りましたので、その自由意見もほぼ原文のまま載せています。そこを協議により例外的な対応をしていただきました。

そういった中で、ちょっと分かりにくいというご意見も理解しています。大田区として一番のメリットは重点区域に対して活動の部分のソフト、またハード整備、そういったところに大変多くの支援を国から直接いただけるというメニューがあります。これは行政だけではなくて様々な団体ですとか活動している方、企業の方も対象となりますので、もしそういったお声があれば、都市計画課に一報いただければ取材をさせていただいて、内容を確認しながら国のほうに相談します。

そういった助成を受けるには、大田区を通しての申請になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中 西 会 長 お願いします。

庄 嶋 委 員 先ほど今既に、東京都内においては大田区初で、全国で101番目ということで、今お話しにあった重点区域に対する国の支援というのも申請をして必ず通るわけでは多分なくて、並みいるライバルの中から選ばれるのかというのがあるんですけど、その辺りはどのぐらい国のほうで予算がついていて、どれぐらい選ばれる可能性があるのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

深 川 幹 事 正直、どのぐらい選ばれるかは全く分かりません。

あと補助金についても、今年度から新しく観光庁のほうで、全国で40億円の新たなメニューができました。来年度は3桁を目指しているとは担当の方はおっしゃっていましたが、それはどうなるか分からないというところと、あと既存の様々な助成制度に対しても、上乘せという形で、これは国土交通省からになりますけれども、そういったメニューもあるので、ちょっと総額としては不明です。

また、パンフレットを見ると助成率が2分の1とか3分の1とか書いてある項目もありますが、内示の段階でどうなるかわからないですし、実際に数字が内示されたとしても、最終的に年度末のところで幾らの助成を受けられるかというのは、またそのときの政治状況の判断にもよりますので、これはほかの補助金と一緒になんですが、最後まで分からないというところが実際のところです。

庄 嶋 委 員 分かりました。ありがとうございます。ハードの面もソフトの面も両方対象になるということですが、そういった目に見える形で成

果が現れる計画ができたことの意味が伝わるかと思うので、期待しております。

中 西 会 長 未定ではあっても、これがあるかないでは全然エントリーのしやすさといいますか、採択に対してもハードルが下がって、エントリーもできるということですよね。その辺りはこれ以降の運用の中で頑張っていたきたいところかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。宮本委員、お願いします。

宮 本 委 員 資料の作成、お疲れさまでございます。

大田区の、例えば池上本門寺とかはすごく歴史的なものなので分かりやすく掲載もできると思うんですけども、例えば他区のことと言うと浅草の浅草寺。浅草寺も歴史はありますが、多分観光資源としての周りの飲食文化とかもすごく評価されて同じようなものに認定されているんじゃないかと推察しているんですが。その観点で言うと、蒲田という町も、戦後復興の背景から闇市が存在していたりというような形で飲食文化が栄えてというような形で、いわゆる歴史的風致という言い方をすると何だか捉えづらいようなものであると思うんですが、でも間違いなく大田区を支えてきた歴史的なものが伝統として備わっているのが今の蒲田というわい雑性、雑多な感じだと思うんですね。これらを伝統的な文化というような形で訴えて、風致として認可をいただくような方向性というのはできたりするものなのですかね。

深 川 幹 事 ご質問ありがとうございます。十分可能性があると思っていますし、大田区内の各地域で様々なものがあるので、本当は今回の7個の歴史的風致だけじゃなくてももっともっと出したかったです。

今回この計画書を作成していて一番苦勞したのは、活動を示すことでした。口で説明するだけで認められるものではなく、文献であったり書籍とか、あとはどこかが発行したものとか、そういう過去の記録で活動内容、活動期間、範囲を示す必要があります。本編にも入っていますけれども、地図上で活動範囲という線を引いていけないといけないので、それがどこなのか、この線なのか次の道路の向こうなのかとか、それを明確に根拠を持って示さないといけないのが本当に苦勞したので、まさに今いただいたご意見に合致するよ

うな、そういった資料や情報を区民の皆様から今後いただけたらうれしいなと思います。

深 川 幹 事 冒頭に50年と言いましたけれども、実はこの4月に法律が変わりまして、建造物も活動も20年に緩和されています。建造物は国が指定する重要文化財等でしたが、都や区が指定する文化財も対象になりましたので、ぐっとハードルが下がっていますので、今すごく期待していますし、新たな候補探しをしているところです。なので、情報があつたらぜひ下さい。

宮 本 委 員 承知しました。関連してなんですけれども、それこそ相川会長が今日いらっしゃればだったんですけれども、平和祈念の花火大会がずっと8月にやっていたものが、このたび11月に移動して、その受皿として区商連さんだったりといったところがいろいろとお話をされているというお話をお伺いしたんですけれども、あれは一夜で8万人、9万人ぐらい集客をする大きな大田区のイベントでもあると思いますし、また私は大田区民としてちょっと思っているのが、川崎市民にただ乗りされている現状に対してもちょっと鼻持ちならない気持ちもございますので、何かそういう意味合いで国だったりから支援を引っ張って補助金とかを請求できるような、一大コンテンツとして訴えていけるのがあれば理想的だななんてことを思いましたので、私もネタ集めを頑張らせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

深 川 幹 事 1点、残念なお知らせになりますが、行政の行っている活動は一切認めてくれないので、区が主体でやっていることはもうそれだけで対象外になります。

宮 本 委 員 なるほど。承知しました。

中 西 会 長 住民というか区民の頑張ることが必要ということですね。

ほか、いかがでしょうか。

大変興味深い仕組みではありますのと、都内の第1号でしたっけ、ということで。ちょっとこう言っただけなんですけど、大田区がと思う方はたくさんいらっしゃると思うんですが、そこも含めてインパクトが非常にあつたのではないかなと思います。

よろしいですか。では、せっかくですので300ページ読んでいた

だいて、テストはしないでいただければというふうに思います。

そうしましたら、報告 1 件目は以上ということでよろしいでしょうか。

そうしましたら 2 件目の報告案件について、ご説明をお願いします。

浅 野 幹 事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

報告案件 2、東京における都市計画道路の整備方針について、報告させていただきます。

お手元の資料、概要版をご覧ください。

本整備方針は、東京都及び区などが都市計画道路の今後の整備や在り方を示しており、過去 4 回にわたり整備方針を策定しております。今回、新たに昨今の社会経済状況を踏まえ、本整備方針を策定しております。こちらは報告右下の 2－1 をご覧いただければと思います。

続きまして、報告 2－2 ページ目をご覧ください。今回の整備方針では、都市の強靱化、人やモノの自由な移動、安全で快適な道路空間の創出、都市環境向上の四つを基本目標としております。

続きまして、報告 2－4 ページ目をご覧ください。

都市計画道路の必要性の検証項目を示してございまして、都全域に関わる項目、地域に関わる項目など必要性に応じて検証している中で、大田区では廃止となる路線はありませんでした。

続きまして、報告 2－5 ページ目をご覧ください。

優先的に都市計画道路を整備する項目を示してございます。六つの選定項目と事業の継続性などについて、優先整備路線を選定しております。

続きまして、報告 2－7 ページ目をご覧ください。

先ほどの優先整備路線で選定された路線を示してございまして、大田区では 6 路線、都が 1 路線を指定してございます。こちらは別紙にて参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

今回区が選定した優先整備路線に関しまして、現在事業中の路線進捗状況を見極めつつ、東京都などの関係機関との事業性などを考慮しまして、慎重に事業化する路線を決定してまいります。

また、事業化する路線につきましては、大田区都市計画マスタープラン及びグランドデザインなど地区ごとのまちづくりの計画に沿って整備を進めてまいります。

続きまして、ページが飛びまして、報告２－１５ページをご覧ください。

今回の整備方針から新たに道路空間の再編の検討としまして、車道の路線を一部歩行者空間に拡大するなど、にぎわいやゆとりなど付加価値を生み出す取組が掲げてあります。

最後に、報告２－１６ページ目をご覧ください。

先ほどの道路空間の再編において、都内で先導的に行う路線を示してございます。区では今後、都市計画道路の整備やまちづくりの状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えてございます。

私からの報告の説明は以上でございます。

中 西 会 長 それでは、本件につきまして皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

議案のほうにありました都市計画道路の見直し等がこういう方針の先に出てきているというふうに理解していただければと思います。これで結構今までのように車道を広げるというのからむしろ車道を減らすとか、あるいは廃止も辞さないような見直しもするということで、大きな方針としては大変興味深いものかなというふうに思いますが、大田区への影響は全体からしてみると少し、ほかに比べると限定的な数になるのですよね。

浅 野 幹 事 はい、そのとおりでございます。

中 西 会 長 いかがですか。では庄嶋委員、お願いします。

庄 嶋 委 員 今回、第五次ということで、頂いている資料の報告２－１には、過去の一次から五次までの簡易的な様子が書かれています。第四次のときのものを確認してみたんですけど、現在大森駅前の西口のところの池上通りの拡幅の部分だとか、四次のところには入っていたかなと思ってしまして。

事業として認可されて始まると、この方針の中からは外れるという、そういうふうな仕組みになっているのでしょうか。

浅 野 幹 事 はい、そのとおりでございます。

庄 嶋 委 員 それで、実際この優先整備の路線になっていくことで、過去に大田区の附則で計画に入れられた路線が進んできているという感じでございますか。

浅 野 幹 事 まちづくりの動向を踏まえながらこの優先整備路線も進めてまいります。今後も下丸子と、いろいろな場所で動いてまいりますので、そこは連動しながら着実に進めてまいります。

中 西 会 長 ほか、ご意見いかがでしょうか。では宮本委員、お願いします。

宮 本 委 員 お疲れさまでございます。優先整備路線として出てきているエリアの主なところが池上、中池上、上池台、千鳥、大森辺りだと思います。しかし、羽田空港を有している大田区としてそのエリアの拡充も、大田区民向けというよりかはよその国に住んでいる方向けに、何か日本として取り組むべきことかと思えます。

羽田エリアに関して、例えばちょっと話が雑多になってしましますが、羽田空港の駐車場、圧倒的に足りないよねということをずっと言われているところでもあると思うんですね。それもこの交通事情と連なって、何か整理できたらいいと思うんですけども、何か考えていらっしゃるかどうかはありますか。

浅 野 幹 事 ご質問ありがとうございます。羽田エリアにつきましても、東京都とは水面下で細かく打合せもさせていただいております。そういったところも今後、具体的に大きな動きがあるときにはこの優先整備路線に入れるなど、検討の中に入ってくるものと思われます。

宮 本 委 員 ありがとうございます。特にありません。

中 西 会 長 ほかはいかがでしょうか。では峯委員、お願いします。

峯 委 員 この4月から道路交通法の改正があって、自転車はかなり道路に出てきている状況があります。報告の2－2のイメージの図のところで、自転車の専用の道路みたいなイメージが出ているんですけど、ちょっとこれは右側通行になっていて日本ではないなという絵なんですけど。こういうようなこともイメージして計画されているのかどうなのかというのをちょっとお聞きしたい。

浅 野 幹 事 ご質問ありがとうございます。現道の幅とどこまで広げられるかという問題がありますので、これから新たに整備をする中で、幅員が取れるところはこのような絵も検討できると思えます。

ただ、必ずしもできない部分については、広げていく中でどういうふうを考えていくかというところは慎重にならなければならないと考えてございます。

中 西 会 長 よろしいですか。幅はやっぱりなかなか扱いが難しいところですが、自転車の問題は確かに重要ですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では神山委員、お願いします。

神 山 委 員 今羽田地区も道路拡張で、3路線をやっているんですが、もうそろそろ10年近くになります。この土地の買収というのは大田区と大体民間の業者さんが入ってきていますが、やはり民間の業者さんというのはそのときの価格で皆買取りをしています。大田区さんはどちらかというと路線価のほうの価格で買取りをしようとするから、どうしても太刀打ちができないんですよ。だから私は最初から、例えば民間が幾らで出して買取りするよと言ったときには、大田区さんはそれに負けないぐらいのお金で買い取れば、工事だってもっと進むと思う。これは10年計画と最初に言っていたんですよ。10年計画で3路線が全部6m道路になりますということで。私たちはもう最初から30年にかかるでしょうとは言っていたんですけどね。

そういう中で、ぼちぼち広がってはきております。これから羽田に限らずそういう問題が出てくると思うんですよ。やはりある程度の価格を出して買い取らないと、ちょっと太刀打ちができないんじゃないかなと私は思っております。いかがでしょうか。

深 川 幹 事 都市計画課長の深川です。

道路だけではなく、私も公共施設を担当したりもしましたので、公共施設のための用地だったりとか、神山委員がおっしゃるとおり価格面で非常に苦しい状況があります。

そうは言いつつも税金で買うという中で、やはり買取価格の算定方法も厳密に決まっておりますので、お話も本当によく分かります。ただ、そのような現実が一方であるため、頑張りますとしか言えないのですが、歯がゆい思いをさせて申し訳ない部分もあると思っています。一つ一つ着実に頑張っていくしかないと考えています。すみません。

中 西 会 長 大丈夫ですか。よろしいですか。ということで頑張ってください
しかないと思います。社会状況の変化もありますので、そもそも算
定の基準とかそういうところも変わってこざるを得ないところがあ
るのかなと思います。ただちょっと、区だけでできることにも限界
がありますよね。ということです。

そうしましたら、報告案件の2件目も以上といたしたいと思いま
す。

それでは、3件目の報告案件に入ります。この件につきまして、
ご説明をお願いします。

神 保 幹 事 まちづくり推進部副参事の神保でございます。公園課長と兼務し
ております。

私からは、東京都市計画公園、羽田空港公園の整備についてご報
告いたします。着座にて失礼いたします。

以前の報告では事業者が決定し、提案内容の概要を説明いたしま
したが、その後の主な計画について報告いたします。

まず初めに、昨年1年間の主な経過として、左側をご覧ください。

上段、5月17日、羽田小学校の体育館において説明会を開催いた
しました。約70名の方の参加があり、いただいたご意見などを踏ま
えながら設計を進めてまいりました。

次に中段です。11月1日から8日までの期間で、愛着醸成や認知
度向上に向けて公園予定地にてH A N E D Aオアシスを開催いたし
ました。遊具体験やパデルというニュースポーツが体験できるイベ
ントを開催し、延べ1,000名を超える方に楽しんでいただきました。

下の段になります。その最終日には公園の具体的な使い方につい
て考えることをテーマとしたワークショップを開催し、利用者で意
見交換を行いました。今後の公園の使い方やルールとして、参考に
していきたいと考えております。

次に、右側及び2ページに公園施設計画を示しております。

まず右側上段になりますが、こちらが公園全体図、下の段に施設
のイメージとなっております。

まず1番目につきまして、広大な芝生公園、約7,400平米となり
ますが、その芝生広場を整備いたします。

2 番目につきましては、全長約290mの半円弧状の動線として園路を整備いたします。

3 番目につきましては、障害者、高齢者、幼児など誰もが気軽に多様なスポーツを楽しめる環境を整備いたします。アーバンスポーツは南東部に集約して配置し、50m走やモルックに加え、パデルコートを導入いたします。

4 番目につきましては、公園の一番南、高さ4.2mの大型複合遊具や標準の2倍の長さのロングうんていなどを配置し、児童の活動的な遊びを促進いたします。また、住民説明会の要望に応え、児童と分けた幼児専用エリアも整備いたします。また、夏場でも快適に過ごしていただくため、大屋根広場も整備いたします。

右下になります。今後のスケジュールでございますが、公園整備につきましては、選定事業者の代表企業兼構成企業である株式会社かたばみと令和8年5月27日から令和10年3月31日までの期間において契約を締結しております。複合機能管理棟及び大屋根広場につきましては、別途契約を予定しております。

令和8年度第2回定例会の代表質問で区長から答弁があったとおり、令和10年4月の開業に向けて、令和8年7月1日より工事に着手いたします。公園整備に当たりましては、羽田地区町会連合会はじめ地元町会の皆様のご尽力、ご協力をいただきながら安全に配慮し、工事を進めてまいります。

2 ページ目は、より詳細に公園施設計画を記載しておりますので、ご覧になっていただければと思います。

私からは、以上となります。

中 西 会 長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。事業の進捗のご報告ですね。

よろしいでしょうか。それでは、本件も以上としたいと思います。

それでは本日の諮問、事前協議、報告案件、数多くありました以上で終了となります。

本日は皆様、どうも貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお戻しいたします。

深 川 幹 事 委員の皆様、本日は貴重なご意見、ご質問、本当にありがとうございました。

私のほうから事務連絡を2点ほどさせていただきます。

まず1点目ですけれども、次回の都市計画審議会、第191回大田区都市計画審議会は令和8年10月28日水曜日、14時から。もう一度言います。次回は10月28日水曜日、14時からです。大丈夫でしょうか。会場等につきましては改めて連絡をさせていただきます。ご出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目です。本日の視察ですけれども、事前協議で説明させていただいた臨海斎場の視察を予定してございます。ご都合のつく方はぜひご参加いただけたらと思います。

なお、ここから少し距離がありますので、委員の皆様の移動につきましては区のほうで車を用意してございます。また自家用車の方は現地へ行っていただけたらと思いますが、最終的な解散のとき、車のほうがございませんので、現地解散となります。交通の便が少し不便な場所で、お帰りはモノレールの流通センターから都心方面に行っていただくか、天空橋で京急に乗り換えて蒲田へ出ていただくかなと思います。ですので、現地解散になるということ踏まえた上で、ご参加のほうをいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出発は後ろの時計で、後ろというか前の時計ですね。今50分ぐらいですので、4時にまたこちらにお集まりいただけますでしょうか。事務局のほうでご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第190回大田区都市計画審議会を終了させていただきます。

改めまして、本日は誠にありがとうございました。

午後3時50分閉会